株式会社日専連パシフィック加盟店規約

＜クレジットカード取扱に関する規約＞

第１条(総則)

本加盟店規約は,株式会社日専連パシフィック(以下,「当社」という。)および株式会社日専連(以下,「日専連」という。)の傘下団体(以下,「日専連交流団体」という。)および当社所定の提携先カード会社(以下,「提携先カード会社」という。)が運営する,包括信用購入あっせん,ギフトカード等の取扱いにおけるクレジット取引システム(以下,「クレジット取引」という。)を利用するにあたり,当社が加盟を承認した場合の加盟店(第２条１項に定めるものをいう)との加盟契約関係について定めるものです。

第２条（用語の定義）

本加盟店規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

1. 「加盟店」とは,本加盟店規約を承諾のうえ,当社に加盟を申込み,当社および提携カード会社が加盟を承認した個人・法人を指し,クレジット取引を行う取扱店をいいます。(「当社および日専連交流団体および提携先カード会社のブランドマークの表示されているカード・ギフトカード取扱店」)
2. 「会員」とは当社および日専連交流団体および提携先カード会社(以下,「当社等」という。)所定の会員規約を承諾のうえ,入会を申込み,入会を承諾された個人または法人をいいます。
3. 「カード」とは,当社等が会員に貸与する日専連および提携先カード会社等のブランドマークの表示されているクレジットカードおよび非接触決済カードをいいます。カードの券面に会員名等が印字され,所定の署名欄に自署した会員に限り利用でき,他の者に利用させることはできないものとします。当社が貸与するカードには,ＥＴＣカードを含みます。
4. 「ギフトカード」とは,当社等が発行する日専連および提携先カード会社のブランドマークと金額が明記された金券をいいます。ギフトカードの券種は五百円券,壱千円券,五千円券の３種類とします。
5. 「商品等」とは,加盟店が会員に提供する商品,権利,役務等をいいます。
6. 「信用販売」とは,会員および加盟店が当社等所定の手続きを行うことにより,加盟店が商品等の代金または対価等を会員から直接受領することなく,会員に商品等の引き渡しまたは提供等を行う販売方法をいいます。
7. 「端末機」とは,信用販売において加盟店が行うべき手続き(オーソリゼーション申請・売上データの送信・売上票の作成など)の一部を処理する機能を有する機器および情報処理システムをいいます。
8. 「ＩＣ対応端末機」とは,ＩＣカードのＩＣチップに格納された情報(以下,「ＩＣ情報」という)を読み取り,ＩＣ情報に基づく決済取引を行うことができる端末機をいいます。
9. 「カード番号等」とは,カードを特定するカード番号,ならびに,カード有効期限,暗証番号およびセキュリティーコード等(割賦販売法第３５条の１６第１項に定める「クレジットカード番号等」を含む)をいいます。
10. 「ＰＣＩＤＳＳ」とは,クレジットカードその他の決済手段にかかる情報,当該決算手段を用いた取引等の保護に関する国際的なデータセキュリティ基準をいいます。
11. 「法人番号」とは,「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める法人番号をいいます。

第３条（加盟店）

1. 加盟店は,クレジット取引による販売を行う店舗・施設(以下,「取扱店舗」という。)を指定し,あらかじめ当社の所定の書面をもって届出るものとします。当社等が承認した場合,加盟店番号を付与します。なお,取扱店舗の追加・変更等についても同様とします。
2. 加盟店は,会員の見やすいところに当社等所定の加盟店標識を掲示するものとします。
3. 加盟店は,当社等からクレジット取引に関する資料の請求があった場合,速やかにその資料を提出するものとします。
4. 加盟店は当社等と会員等との規約関係およびクレジット取引を承諾し,カードの普及向上に協力するものとします。加盟店は,当社等よりカード利用または販売促進に係る展示物設置等の要請を受けたときは,これに協力するものとします。
5. 加盟店は,当社等のカードおよびギフトカード利用促進のため,加盟店の個別の了解なしに印刷物およびホームページなどに加盟店の名称および所在地などを掲載することを,あらかじめ異議なく承諾するものとします。
6. 加盟店は,売上票,売上提出票,インプリンター，ＩＣ対応端末機など当社が認めた端末機(以下,「端末機」という。),加盟店標識等を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし,これを第三者に使用させてはならないものとします。
7. 加盟店は,本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。
8. 加盟店は,当社に対し端末機の設置を申込む場合には,原則端末機を購入または有償で貸与を受けることができるものとします。また,端末機を修理および修復する必要が生じたときは,端末設置覚書の定め,または当社もしくは端末設置会社の指示に従い,自らの費用と責任をもって迅速に対応するものとします。

第４条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、当社に対して届けている商号、代表者の氏名および生年月日、所在地、電子メールアドレス（当社に届け出ている場合）、カード取扱店舗、連絡先、ＵＲＬ、加盟店が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第３９条等に基づき法人番号の指定を受けている場合における当該法人番号（以下、「法人番号」という）、取扱商材および販売方法または役務の種類および提供方法、クレジットカード番号等の適切な管理のために講じている措置の内容、指定預金口座等加盟店申込書記載事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により予め当社に届出るものとします。
2. 本条１項の届出がないために,当社からの通知または送付書類,精算代金が延着し，または到着しなかった場合には，通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなします。
3. 特定商取引法で定める訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・特定継続的役務提供・業務提供誘引販売取引の取扱いを開始する場合は，事前に当社に届出するものとします。

第 5 条（地位の譲渡の禁止）

1. 加盟店は，本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は，加盟店の当社に対する債権を第三者に売却，譲渡，質入れ等できないものとします。

第 6 条（信用販売）

1. 加盟店は，会員がカードを提示して商品等の購入をする場合，本規約に従い，正当かつ適法な商行為にのっとり，取扱店舗において会員に対し信用販売を行うものとします。
2. 加盟店が取扱うことができる支払区分は，ショッピング一括払いのほかに，当社等が承認した場合には，ショッピング 2 回払い，ボーナス一括払い，ショッピング分割払い，ショッピングリボ払い，その他当社等が特に認めた方法とします。
3. 加盟店は，当社等の規程および会員との契約に基づき，一部の支払区分の取扱いができない場合があることをあらかじめ承諾します。

第 7 条（ギフトカードの取扱い）

1. 加盟店は，ギフトカードの使用者がギフトカードを使用して商品等の購入する場合は，本規約に従い，正当かつ適法な商行為にのっとり，取扱店舗においてギフトカード使用者に対し商品等の販売または提供（以下，「ギフトカード取扱い」という。）を行うものとします。
2. 加盟店は，ギフトカード取扱いを行う場合，ギフトカードが有効であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ，取扱いを行うものとします。また，販売額とギフトカード金額に差額が生じた場合には，ギフトカードの使用者がギフトカード以外の支払方法にて調整するものとします。
3. ギフトカードについて，種類，様式，色彩等を変更または追加する場合には，当社等は加盟店に対し新しいギフトカードの発行前に見本を送付し通知するものとします。

第 8 条（信用販売の方法）

1. 加盟店は，会員からカード提示による信用販売の要求があった場合，カード取扱いの際は，カードの真偽，有効期限およびカード無効通知を照会し，カードが有効であることを確認し，当社所定の売上票（以下，「売上票」という。）に加盟店番号・加盟店名・電話番号・売場名・担当者名・売上日付・金額・会員の指定する支払区分・品名・型式・数量等を記入し，カード券面の会員番号・会員氏名・有効期限をインプリンターにより印字し，その場で会員の署名を求め，カード欄に署名と売上票の署名が同一であり，かつ，カード提示者が本人であることを，善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ信用販売を行い，売上票に記載した内容を表す書面（以下，「お客様控え」という。）を会員に交付するものとします。なお，取扱店舗は会員に対し売上票に当社所定の項目以外の記載を信用販売の条件として求めてはいけないものとします。
2. 加盟店は，端末機を使用して信用販売を行うものとします。また，故障や通信障害等により使用できない場合には本条第 1 項に基づく信用販売を行うものとします。
3. 加盟店は，カード提示者がカード名義人本人であることの確認し，善良な管理者の注意義務をもって行うものとします。なお，加盟店は，以下に定める事由が存在するにもかかわらず信用販売を行った場合，善良な管理者の注意義務に違反する信用販売に当たること，および善良な管理者の注意義務に違反する信用販売はこれらの場合には限定されないことを確認します。
 (1) カードを提示し信用販売を求めた者とカードの名義人の氏名，性別が異なる場合
 (2) 信用販売を求めたものが，名義人が異なる複数のカードを提示した場合
4. 加盟店は，割賦販売法の適用となる信用販売を行った場合または会員からの求めがあった場合は，遅滞なく同法第 30 条の 2 の 3 第 4 項または同条 5 項およびそれらの施行規則に定める事項等を記載した書面（割賦販売法により認められる場合には電磁的データ）を会員に交付するものとします。
5. 売上票に記載できる金額は，当該売上代金（税金・送料を含む）のみとし，現金の立替え，および過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。また，通常 1 枚の売上票で処理されるべきものを日付の変更，金額の分割等により売上票を複数にすること，および売上票の金額訂正はできないものとします。
6. 加盟店は，当社が事前に承認した場合を除き，当社等所定の売上票を使用するものとします。また，売上票の控（加盟店控え）は，加盟店の責任において保管し，他に譲渡できないものとします。

第 9 条（加盟店代表者等による自店利用禁止）

加盟店経営者または店舗，施設代表者（以下，「加盟店代表者」という。）自らが，第 2 条 2 項の会員資格を有し，第 9 条における信用販売の手続きを履行できる場合においても，当社が特に認めた場合を除き自らが所属する加盟店においてクレジット取引の利用はできないものとします。

第 10 条（加盟店の義務，禁止行為等）

1. 加盟店は，個人情報の保護に関する法律，割賦販売法，資金決済に関する法律，特定商取引に関する法律，消費者契約法，犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関連諸法令を遵守して，信用販売を行うものとします。
2. 加盟店は，有効なカードまたはギフトカードを提示した会員に対し信用販売を拒絶し，または現金払いや他社の発行するクレジットカードそのたの決済手段の利用を求めてはならないものとします。また，加盟店は，会員に対し，現金払いその他の決済手段を利用する顧客と異なる金額を請求したり，カードの取扱いに本規約に定める以外の制限を設ける等，会員に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。
3. 加盟店は，以下に定める内容の取引に関して，信用販売を行わないものとします。
 (1) 公序良俗違反の取引
 (2) 銃砲刀剣類所持等取締法，麻薬および向精神薬取締法，絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）その他の法令において禁止された商品等の取引
 (3) 特定商取引に関する法律その他の法令に違反する取引
 (4) 消費者規約法第 4 条の規定に基づき取消しが可能である取引
 (5) 当社が会員またはギフトカードの使用者の利益の保護に欠けると判断する取引
 (6) 会員が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引
 (7) その他当社が不適当と判断する取引

4. 加盟店は,現金(外貨通貨を含む)商品券,プリペイドカード,印紙,切手,回数券その他有価証券の売買等の決済手段として,カードを取扱ってはならないものとします。ただし,個別に承諾した場合にはこの限りではないものとします。
5. 加盟店は,当社等からの依頼があった場合,信用販売およびギフトカードの使用・利用状況等の調査に協力するものとします。
6. 加盟店は,会員からクレジット取引および商品等に関し,苦情,相談を受けた場合や,加盟店と会員との間において紛議が生じた場合,または会員,関係省庁その他の行政機関等から本条3項に違反する旨の指摘指導受けた場合には,加盟店の費用と責任をもって対処し解決にあたると同時に,直ちに当社が求める方法で当社に報告するものとします。
7. 加盟店は, 端末機およびそこに蓄積されているデータの破棄,分解,または解析等を行ってはならず,また,いかなる理由があっても,端末機の改変または解析を行い,あるいは,このような行為に加担,協力してはならないものとします。

第11条(商品等の引渡し)

1. 加盟店は,信用販売またはギフトカードの取扱いを行った場合,その使用者に対し,原則として直ちに商品等を引き渡し,または提供するものとします。信用販売またはギフトカードの取扱いを行った当日に引き渡し,または提供することができない場合は,会員またはギフトカードの使用者に書面をもって引き渡し時期などを通知するものとします。
2. 加盟店は,信用販売またはギフトカードの取扱いによる商品等に関する引き渡し,提供等を複数回または継続的に行う場合,その引き渡し,提供方法等に関してあらかじめ当社に届出,承認を得るものとします。

第12条(信用販売限度額)

カードを利用しての信用販売の際,ショッピング一括払いの場合は,当社があらかじめ設定した信用販売限度額の範囲内とし,ショッピング2回払い以上の場合も,当社があらかじめ設定した信用販売限度額の範囲内としますが,割賦販売法第30条の2第1項但し書き,割賦販売法施行規則第43条第1項の各号に該当する場合は,会員からの申出により,事前に当社が承認した場合に限り,一時的に包括支払可能見込額を超えて利用することができるものとします。

第13条(無効カードおよび無効ギフトカードの取扱い)

1. 加盟店は,当社からの特定のカードを無効とする旨の通知を受けた場合,その通知によって無効とされたカード提示者に対しては信用販売を行わないものとし,当該カードを保管のうえ直ちにその事実を当社に連絡するものとします。また,ギフトカードの場合も同様とします。
2. 加盟店は,明らかに偽造,変造,模造,もしくは破損と判断できるカードまたはギフトカードを提示された場合には,その取扱いを行わないものとし,当該カードまたは当該ギフトカードを保管のうえ直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
3. 万が一,加盟店が本条2項に違反して信用販売またはギフトカードの取扱いを行った場合,加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。
4. 紛失・盗難されたカードまたはギフトカード,偽造,変造,模造されたカードまたはギフトカードに起因する売上げなどが発生し,当社がカードまたはギフトカードの使用・利用状況等の調査の協力を求めた場合には,加盟店はこれに協力するものとします。また,加盟店は,当社が求めた場合,または必要に応じて,加盟店が所在する所轄警察署へ当該売上げに対する被害届を提出するものとします。

第14条(立替払)

1. 当社は,加盟店が会員に対する信用販売により取得した売上債権につき,立替払契約が成立したものについて,会員に代わって立替払いするものとします。
2. 加盟店は,当社の定める提出日に,当該信用販売の売上票をとりまとめ,当社所定の売上提出票を添付して当社に提出するものとします。
3. 当社から加盟店への立替払いについては,原則本条4項に定める締切日ごと,当該締切日まで本条2項の売上提出票および売上票が当社に到着した売上債権について,当該締切日に実行されたものとし,その効力が発生するものとします。但し,当社が特に認めた場合についてはこの限りではないものとします。
4. 売上提出票および売上票の締切日および売上代金の支払日(カード,ギフトカードの場合)

	信用販売の方法		取扱期間	締切(提出)日	加盟店への支払日
日専連カード	・ショッピング一括払い ・ショッピング2回払い ・ショッピング分割払い ・他,当社が認めた方法		1日～当月末日	翌月1日	翌月10日
	・ボーナス一括払い	夏期	12月1日～6月30日	上記に準じる	上記に準じる
		冬期	7月1日～11月30日		
	・ギフトカード		1日～当月末日	翌月1日	翌月10日

	信用販売の方法		取扱期間	締切(提出)日	加盟店への支払日
提携先カード	・ショッピング一括払い ・ショッピング 2 回払い ・ショッピング分割払い ・他, 当社が認めた方法		1 日～当月末日	翌月 1 日	翌月 10 日
	・ボーナス一括払い	夏期	12 月 16 日～6 月 15 日	7 月 1 日	8 月 10 日
		冬期	7 月 16 日～11 月 15 日	12 月 1 日	1 月 10 日
	・ギフトカード		1 日～当月末日	翌月 1 日	翌月 10 日

第 15 条（手数料および精算）

1. 加盟店が当社に支払う債権買取にかかる手数料は, 当該売上債権ごとに当社の定める手数料を乗じた金額とし, 円未満を切り捨てるものとします。
2. 当社の加盟店に対する債権買取の精算は, 第 14 条 4 項に定める加盟店への支払日に締切日までの売上債権より本条 1 項の手数料を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振込むものとします。但し, 当社が特に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお, 金融機関休業日の場合は前営業日を精算日とします。
3. 当社が加盟店に対する手数料以外の請求代金がある場合, 当社は本条 2 項により精算する債権買取代金を差し引けるものとします。

第 16 条（ギフトカードの精算）

1. 加盟店は, 当社に対し, 本規約に基づき行ったギフトカードの取扱いによる販売代金の精算(以下,「ギフトカードの精算」という。)を求めることができ, 当社はこの代金を支払うものとします。
2. ギフトカードの精算手続きについては, 第 14 条 2 項および 3 項の「売上票」を「ギフトカード」に,「売上債権」を「ギフトカードの精算」にそれぞれ読み替えて, 同条項に定める信用販売の債権譲渡手続きに準じてこれを行うものとします。
3. ギフトカードの精算代金支払いについては, 第 15 条 1 項および 2 項の「債権買取」を「ギフトカードの精算」に読み替えて, 同条項に定める債権買取代金の支払いに準じてこれを行うものとします。

第 17 条（信用販売の取消し）

加盟店が, 信用販売の取消し等を行う場合は, 直ちに当社所定の方法にて当該債権譲渡の取消しを行い, 取消しの売上票を当社へ提出する事とし, 当社は第 14 条 2 項および 3 項に準じて処理するものとします。但し, 当該債権買取代金が精算済の場合には, 加盟店に対し当該精算済代金を直ちに返還するものとします。また, 代金の返還なき場合, 当社は当該精算済み代金を次回以降の加盟店に対する精算代金から差し引けるものとします。

第 18 条（商品の所有権）

1. 加盟店が, 会員に信用販売を行った商品の所有権は, 当該売上債権に譲渡されたときに当社に移転するものとします。但し, 第 17 条または第 20 条により債権買取が取消し等された場合, 売上債権にかかる商品の所有権は, 債権譲渡代金が未払いのときは直ちに, 既払いのときは加盟店が当該代金を当社に返還したときに, 加盟店にもどるものとします。
2. 加盟店が, 偽造カードの使用, カードの第三者使用などにより, 会員以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても, 当社が加盟店に対し当該売上債権の譲渡代金を支払った場合には, 信用販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。なお, この場合にも前項但し書きの規定を準用するものとします。
3. 信用販売した商品の所有権が加盟店に留保されている場合でも, 当社が必要とするときは, 加盟店に代わって商品を回収することができるものとします。

第 19 条（支払停止の抗弁権）

1. 会員が商品等に関する売上債権について, 割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を当社に申し出た場合, 加盟店は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとします。
2. 前項に該当する場合の債権買取代金の支払いは以下の通りとします。
 (1) 当該代金が精算前の場合には, 当社は当該代金の精算を保留または拒絶することができるものとします。
 (2) 当該代金が精算済みの場合には, 加盟店は当社に対し当該代金を直ちに返還するものとします。また, 代金の返還なき場合, 当社は当該精算済み代金を次回以降の加盟店に対する精算代金から差し引けるものとします。
 (3) 当該抗弁事由が解消した場合には, 当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお, この場合, 当社遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
3. 会員と加盟店との間に第 10 条 3 項に定める紛議が生じ, 会員が信用販売代金の支払いを拒んだときの債権買取代金の支払いについても, 本条 2 項を準用するものとします。

第 20 条（買い戻し特約）

1. 当社は, 加盟店から譲り受けた売上債権について, 以下の事由が生じた場合には, 承認番号取得の有無にかかわらず, 債権買取を取消し, または解除できるものします。
 (1) 売上票・契約書が正当なものでないとき
 (2) 売上票・契約書の記載内容が不実不備であるとき
 (3) 信用販売を行った日から 61 日以上経過して売上債権が当社に譲渡されたとき
 (4) 第 6 条・第 8 条・第 9 条・第 10 条・第 13 条に違反して信用販売を行ったとき
 (5) 第 10 条 6 項に定める紛議または 19 条 1 項に定める抗弁事由が信用販売日対応する締切日 60 日を経過しても解消しないとき
 (6) 加盟店において所属する従業員等が利用したクレジット取引について, 当社が正常, 正当でないと判断したとき

(7) 信用販売が，行政機関もしくはこれに準じた組織・団体の推奨するセキュリティ水準，または国際的な標準的なセキュリティ水準に適合しない方法で行われた場合であって，当該信用販売に係るカード利用代金について，会員が不正取引であることを主張したとき

(8) 加盟店が，提示されたクレジットカードがＩＣカードまたはＩＣカードを元に偽造された磁気カードであるにもかかわらず，ＩＣ取引（ＩＣ対応端末機によりＩＣ情報を読み取る方法により第 8 条所定の手続きを行う取引をいう）以外の方法で信用販売を行った場合において，会員が自己の利用によるものではない旨を申出たとき

(9) 本条第 1 項に定める取消しまたは解除事由は，法令等の変更，カード決済に係る国際的な標準的ルールの変更，犯罪の高度化およびそれに対応するためのセキュリティ対策の強化の必要性その他の諸事情により，変更または追加されることがあることを，加盟店はあらかじめ承諾するものとします。その他加盟店が本規約に違反していることが判明したとき

2. 前項に該当した場合，当社は当該売上債権を取消しするものとします。また，当該代金が精算済みの場合には，加盟店は当社に対し当該代金全額を直ちに返還するものとします。また，代金の返還なき場合，当社は当該精算済み代金を次回以降の加盟店に対する精算代金からの差し引けるものとします。
3. 当社が加盟店から譲り受けた売上債権について，本条 1 項記載の各事由（(5)を除く）のいずれかに該当する可能性があると認めた場合，当社は調査が完了するまで買取代金の支払いを保留することができるものとし，調査開始より 30 日を経過した場合には，債権買取を取消しまたは解除することができるものとします。なお，加盟店は当社の調査に協力するものとします。調査が完了し，当社が買取代金の支払いを相当と認めた場合には，当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお，この場合，当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. 当社は，加盟店によるギフトカードの取扱いについて，以下の事由が生じた場合には，ギフトカードの精算を取消しまたは解除できるものとし，この場合についても本条 2 項を準用するものとします。
 (1) ギフトカードが正当なものでないとき
 (2) 第 13 条に違反してギフトカード取扱いを行ったとき
 (3) その他加盟店が本規約に違反していることが判明したとき

第 21 条（差押等の場合の処理）

加盟店は信用販売にかかる売上債権の譲渡代金債権およびギフトカードの精算債権の差押，仮差押，滞納処分等があった場合，当社はこれらの債権を当社所定の手続きに従って処理するものとし，当社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第 22 条（情報の収集および利用等）

1. 加盟店およびその代表者または当社に加盟契約の申込みをした個人，法人，団体およびその代表者（以下，「加盟店等」という。）は，当社が本条(1)に定める加盟店等の情報（以下，「加盟店情報」という。）のうち個人情報および各種情報を必要な保護措置を講じたうえで，以下の通り取扱ことに同意するものとします。
 (1) 本契約（「本申込」を含む。以下同じ）を含む当社等と加盟店等の間の加盟店申込審査，加盟後の管理取引上の判断，加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続にかかる審査，ならびにクレジット取引の利用促進にかかる業務の為，以下の①から⑭の加盟店情報を収集，利用すること。
 ① 加盟店等の名称，所在地，郵便番号，電話番号，代表者の氏名，住所，生年月日，電話番号等加盟店が加盟店申込時および変更届け出時に届出た事項
 ② 加盟申込日，加盟日，ＣＣＴ端末番号，取扱商品，販売形態，業種等の加盟店等と当社等の取引に関する事項
 ③ 加盟店のクレジット取引取扱状況
 ④ 当社が収集した加盟店等のクレジット取引の利用履歴
 ⑤ 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
 ⑥ 当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿，住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 ⑦ 電話帳，住宅地図，官報等において公開されている情報
 ⑧ 当社等が加盟を認めなかった場合，その事実および理由
 ⑨ 割賦販売法第 35 条の 3 の 5 および割賦販売法第 35 条の 3 の 20 における個別クレジット勧誘にかかる調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項
 ⑩ 割賦販売法に基づき同施行規則第 60 条第 2 号イまたは同第 3 号の規定による調査を行った事実および事項
 ⑪ 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんにかかる規約を解除した事実および事項
 ⑫ 会員から当社等に申出のあった苦情の内容および当該内容について，当社が会員およびその他の関係者から調査収集した情報
 ⑬ 行政機関，消費者団体，報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し，公表された情報等）および当該内容について，加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
 ⑭ 加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）
 (2) 以下の目的のために，前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。ただし，加盟店等が(2)②に定める営業案内について中止を申出た場合，当社は業務運営上支障がない範囲で，これを中止するものとします。（中止の申出は当社へ直接連絡するものとします。）
 ① 当社が本規約に基づいて行う業務
 ② 宣伝物の送付等，当社等または他の加盟店等営業案内
 ③ 当社等のクレジット事業における新商品，新機能，新サービス等の開発，その他定款記載の事業
 (3) 本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に，業務の遂行に必要な範囲で本条 1 項(1)の①から⑭の加盟店情報を当該委託先に預託すること。
2. 提携先カード会社のブランドカードを取扱う加盟店は，本条 1 項(1)の①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を，提携先カード会社が加盟申込審査，加盟後の管理等取引上の判断，加盟店契約締結後の加盟店調査義務の履行および取引継続にかかる審査ならびにクレジット取引の利用促進にかかわる業務のために，共同利用することに同意します。なお，本条に基づく共同利用にかかる加盟店情報の管理に責任を有するのは当社となります。
3. 加盟店等は，加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても，本条 1 項，2 項と同様に取扱うことに同意します。

第 23 条（加盟店信用情報機関の利用および登録）

1. 加盟店等は,加盟店情報のうち個人情報につき,当社等が利用,登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意します。
 (1) 加盟店申込審査,加盟後の管理等取引上の判断,加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続にかかる審査のために,当社が加盟する加盟店情報機関(以下,「加盟店信用情報機関」という。)に照会し,加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
 (2) 加盟店信用情報機関所定の加盟店に関する情報(以下,「登録加盟店情報」という。)が,加盟店信用情報機関に登録され,当該機関の加盟会員が加盟申込審査,加盟後の管理等取引上の判断,加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続にかかる審査のためにこれを利用すること。
 (3) 登録加盟店情報が,不正取引の排除,消費者保護のために加盟申込審査,加盟後の管理,ならびに加盟店情報の正確性維持のための開示,訂正,利用停止等のために加盟店信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
2. 加盟店の代表者は,他の経営参加する販売店等について,加盟店信用情報機関に加盟店情報のうち個人情報が登録されている場合には,当該情報を,加盟店信用情報機関の加盟会員が前項(2)の目的で共同利用することに同意します。
3. 加盟店等は,加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても,前二項と同様に取扱うことに同意します。
4. 当社が加盟する加盟店信用情報機関,共同利用の管理責任者,登録される情報,共同利用するものの範囲は,当社ホームページに記載のとおりとします。(http://33-2000.com)

第 24 条（加盟店情報の開示,訂正,削除）

1. 加盟店等は,当社等,加盟店信用情報機関および提携会社に対して,当該会社および機関がそれぞれ保存する加盟店情報を開示するよう請求することができます。なお,開示請求は当社または第 23 条 4 項の加盟店信用情報機関へ行うものとします。
2. 万が一,登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には,当社等および加盟店信用情報機関は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 25 条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

当社等は,加盟店等が加盟申込みに必要な事項の記載,および書類等の提出を希望しない場合,または,第 22 条から第 24 条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合は,加盟を断ることや,解約の手続きをとることがあります。なお,第 22 条 1 項(2)②に定める営業案内に対する中止の申出があっても,加盟を断ることや,解約の手続きをとることはありません。

第 26 条（契約不成立時又は契約終了後の加盟店情報の利用）

1. 当社等が加盟を承認しない場合であっても加盟申込みした事実は,承認をしない理由のいかんを問わず,第 22 条に定める目的(ただし,第 22 条 1 項(2)②に定める営業案内を除く)および第 23 条の規定に基づき利用されますが,それ以外に利用されることはありません。
2. 当社等は加盟店契約終了後も第 22 条に定める目的(ただし,第 22 条 1 項(2)②に定める営業案内を除く)および開示請求に必要な範囲で,法令等又は当社等が定める所定の期間,加盟店情報および本規約の終了に関する情報を保有します。

第 27 条（カード番号等の適切な管理）

1. 加盟店は,本条第 3 項ただし書に該当するか否かにかかわらず,本規約に基づいて知り得たカード番号等(全桁か一部の桁かを問わない。以下,本条において同じ)その他のカードおよび会員に付帯する情報(本条 3 項に定める情報を含む),ならびに手数料率を含む当社および提携先カード会社のブランドカードの営業上の機密を機密情報として管理し,他に漏洩,滅失,毀損(以下,「漏洩等」という。)したり,または本規約に定める以外の目的で利用(以下,「目的外利用」という。)してはならないものとします。なお,加盟店と当社の情報連絡に用いる場合を除き,カード番号等を,加盟店の顧客管理のための識別番号として用い,または顧客情報の抽出もしくは名寄せのために用いる行為は目的外利用にあたり,加盟店はこれを行ってはならないものとします。
2. 加盟店は,本条第 1 項記載の情報が第三者に漏洩等,または目的外利用されることがないように,情報管理の制度,システムの整備,改善,社内規定の整備従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
3. 加盟店は,売上票(加盟店控)を一時的に保管する場合を除き,カード番号等,カードまたは売上票に記載された会員の氏名その他のカードに付帯する情報を,一切保有してはならないものとします。ただし,加盟店は,ＰＣＩＤＳＳに掲げられた措置を実行し,その他当社の指定する情報セキュリティ基準を充たしたときに限り,当社が指定する範囲内で,それらの情報の一部を保有することができるものとします。なお、当社は、技術の発展、社会環境変化、セキュリティガイドラインの改定その他事由により、加盟店が実施する措置がセキュリティガイドラインに掲げられた措置または当社の指定する基準に該当しない恐れが生じたとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために特に必要があると当社が認めるときには、その必要に応じて、加盟店がそれらの情報を保有することを禁止し、または加盟店が実施する措置の方法もしくは態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
4. 前項にかかわらず,加盟店は,カードに付帯する情報のうち,磁気ストライプのデータ,暗証番号,およびセキュリティコードを,一切保有してはならないものとします。
5. 加盟店は,本条第 1 項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明し,またはそれらのおそれがあることを認識した場合には,直ちに当社に連絡するものとし,当社からの指示があった場合にはこれに従うものとします。
6. 加盟店は,本条第 2 項の場合で,当社が求めたときは,加盟店の費用負担で漏洩等または目的外利用の有無,内容,発生期間,影響範囲(漏洩等または目的外利用の対象となったカード番号等の特定を含む。)その他の事実関係および発生原因を当社が別途指定する方法により,詳細に調査するものとします。
7. 加盟店は,本条第 6 項の調査結果,漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合,または当該事実が確認できなかったものの,そのおそれがある場合には,直ちに二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し,当社の承認を得たうえで,実施するものとします。また,加盟店は,必要に応じて,当社の承認を得たうえで,漏洩等もしくは目的外利用の事実またはそれらのおそれ,および二次被害防止のための対応について公表するものとします。なお,加盟店は,再発防止策の実施状況について,当社に報告するものとします。
8. 加盟店が,本条 7 項の対応をとるか否かにかかわらず,カード番号等につき漏洩等または目的外利用に事実が認められた場合,またはそれらのおそれが高度に存在する場合には,当社および提携先カード会社は,必要に応じて,加盟店の同意を得ることなく,自らその事実を公表し,または漏洩等もしくは目的外利用のカード番号等の会員に対して通知することができるものとします。
9. 本条 6 項の場合で,漏洩等または目的外利用の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには,加盟店は,直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他被害拡大を防止するために必要な措置を講じるものとします。

10. 加盟店の責に帰すべき事由により，当社，提携先カード会社，および他の加盟店は，漏洩等または目的外利用を行った加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
11. 本条の規定は，本契約終了後においても効力を有するものとします。

第 28 条（業務の委託）

カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、加盟店は、以下の基準に従わなければならない。

(1)カード番号等の取扱いの委託先となる第三者（以下「受託者」という。）が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有するものであることを確認すること。

(2)受託者に対して，第 27 条 2 項及び第 3 項の義務と同等の業務を負担させること。

(3)受託者が第 27 条 3 項で定めた具体的方法及び態様によるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、第 27 条 3 項に準じて加盟店から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。

(4)受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。

(5)受託者があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。

(6)受託者かが加盟店から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏洩、滅失若しくは毀損し又はおそれが生じた場合、第 27 条各項に準じて、受託者は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならないを委託契約中に定めること。

(7)加盟店が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し第 8 条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。

(8)受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合はには、加盟店は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

第 29 条（カードの不正利用等）

加盟店は、その行った信用販売につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該審査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならない。

第 30 条（信用販売の停止）

加盟店が，以下の事項に該当する場合，当社は本契約に基づくクレジット取引を一時的に停止することを請求する事ができ，この請求があった場合，当社等が再開を認めるまでの間，クレジット取引を行うことができないものとします。

(1) 当社等が第 27 条 1 項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
(2) 加盟店が，第 31 条(1)から(3)，(5)，(9)からの(13)のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めた場合
(3) その他，当社が加盟店に対して必要と認めた場合

第 31 条（取扱期間）

本規約の取扱期間は 1 年とします。加盟店または当社が期間満了 3 ヶ月前までに書面をもって解約を申出ないときは，更に 1 年を更新とし，以後はこの例によるものとします。

第 32 条（解約）

第 31 条にかかわらず，加盟店または当社は書面により 3 ヶ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。ただし，当社が認めた場合には，この限りではないものとします。

第 33 条（契約解除）

第 32 条の規定にかかわらず，加盟店が以下の事項に該当する場合，当社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部もしくは一部を解除できるものとし，かつ，その場合当社等に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。

(1) 加盟店申込書，加盟時提出書類，届出事項等に虚偽の申請があったとき
(2) 他の者の債権を買い取って，または他の者に代わって当社に債権譲渡したとき
(3) 第 10 条の規定に違反したとき
(4) 第 20 条の買い戻しに応じなかったとき
(5) 第 27 条の規定に違反したとき
(6) 前 5 号のほか本規約に違反したとき
(7) 自ら振出した手形・小切手・が不渡りになったとき，およびその他支払い停止となったとき
(8) 差押・仮差押・仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき，破産，会社更生，民事再生，私的整理，特別清算の申し立てを受けたとき，またはこれらの申立を自らしたとき，合併によらず解散したとき
(9) 加盟店の信用状態および代表者等の信用状況等に重大な変化が生じたと当社が判断したとき
(10) 他のクレジットカード会社との取引に関わる場合も含めて，クレジット取引を悪用していることが判明したとき
(11) 加盟店届け出の店舗所在地に店舗が実在しないとき
(12) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき
(13) 架空売上債権の譲渡，その他加盟店が不正な行為をおこなったと当社等が判断したとき
(14) その他会員などからの苦情等により当社が加盟店として不適当と判断したとき

第 34 条（契約終了後の処理）

1. 第 25 条，第 31 条または第 32 条により本契約が解除された場合，契約終了日までに行われたクレジット取引は有効に存続するものとし，加盟店および当社等は，当該クレジット取引を本規約に従い取扱うものとします。ただし，加盟店と当社が別途合意した場合はこの限りではありません。
2. 当社は，本条 1 項により本契約を解除した場合，加盟店から既に債権譲渡を受けている売上債権等について債権譲渡を解除するか，加盟店に対する債権買取代金等の支払いを保留することができるものとします。

3. 加盟店は，本契約が終了した場合，直ちに加盟店の責任においてすべての加盟店標識をとりはずすとともに，端末機，売上票，売上提出票，インプリンター，当社から交付されていた取扱い関係書類ならびに印刷物等（販売用具）を速やかに当社に返却するものとします。

第 35 条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 加盟店は，加盟店等，加盟店の親会社・子会社の関係会社，役員，従業員等の関係者（関係会社の役員，従業員を含む）が，現在以下の事項のいずれにも該当しないこと，かつ将来にわたっても該当しない事を確約するものとします。
 (1) 暴力団
 (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 (3) 暴力団準構成員
 (4) 暴力団関連企業
 (5) 総会屋，社会運動等標榜ゴロ，特殊知能暴力集団等
 (6) その他(1)から(5)の共生者，および準じる者等，反社会的勢力であると当社が認めた者
2. 加盟店は，自らまたは第三者を利用して以下の事項のいずれにも該当する行為を行わないことを将来にわたって確約するものとします。
 (1) 暴力的な要求行為
 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 (3) 取引に関して，脅迫的な言動をし，または暴力を用いる行為
 (4) 風説を流布し，偽計を用い，または威力を用いて当社の信用を毀損し，または当社の業務を妨害する行為
 (5) その他(1)から(4)に準じると当社が認めた行為
3. 当社は，本条 2 項に違反している疑いがあると認めた場合には，当社は加盟契約を解除するか否かにかかわらず，債権買取代金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお，この場合，当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また，当社の判断で本契約に基づくクレジット取引を一時的に停止することができるものとします。クレジット取引を一時停止した場合には，加盟店は，当社が再取引再開を認めるまでの間，クレジット取引を行うことができないものとします。
4. 加盟店が，本条 1 項または 2 項のいずれかに該当した場合，または本条 1 項または 2 項に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって，加盟店によるクレジット取引を継続することが不適切であると当社が認めるときは，当社は直ちに本契約を解除できるものとします。この場合，加盟店は当然に期限の利益を失うものとし，当社に対する一切の未払債権を直ちに支払うものとし，その場合、当社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。
5. 本条 4 項の規定により本契約を解除した場合でも，当社に対する未払い債務があるときには，それが完済されるまでは本規約の各条項が適用されるものとします。

第 36 条（本規約に定めのない事項）

加盟店は，本規約に定めのない事項については，当社等が別に定める取扱要領または加盟条件等に従うものとします。

第 37 条（準拠法）

加盟店と当社との諸契約に関する準拠法は，すべて日本法が適用されるものとします。

第 38 条（合意裁判所）

加盟店との当社との間で訴訟の必要が生じた場合は，訴額の如何にかかわらず，当社の本店，支店および営業所を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所を第 1 審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 39 条（規約の変更）

本規約の変更については，当社が変更通知，告知または公表した後において加盟店が会員に対してクレジット取引を行った場合，加盟店は新しい規約を承諾したものとします。また，当社が内容変更通知，告知または公表した際において，本規約を承諾できない場合は直ちに解約の申し出をするものとします。解約の申し出がない場合は，本規約を承諾したものとみなします。

＜加盟に関するお問合せ先＞

株式会社日専連パシフィック

とまこまい店　北海道苫小牧市表町 3 丁目 2 番 11 号（グランドホテルニュー王子向い）　電話番号（0144）33-2000

むろらん店　北海道室蘭市中島町 3 丁目 29 番 1 号（サンプラザビル 1 階）　電話番号（0143）41-2000

月～金　AM９：００～PM５：００　平日のみ，土日・祝日休業　※冬期（11/1～2/末）は、平日 16:00 閉店

202609 改訂

105_加盟店契約